



国が目指す 重要技術情報の 海外流出防止の取組の骨子

2025. 12. 22

橋 了道

PwCコンサルティング合同会社



自己紹介



橋 了道
Ryo Tachibana
Manager
Consulting, Japan

所属

PwCコンサルティング合同会社
トラストコンサルティング サイバー＆リスクコンサルティング

経歴/専門領域

大手外資系メーカー出身。品質保証部にてグローバル品質保証体制の見直しや品質KPIの可視化を推進。戦略調達部門では、品質監査やデューデリジェンスを通じてサプライチェーン改革をリード。知的資産保護部門では、日本地区の統括として各拠点の情報セキュリティ体制を強化し、クロスファンクショナルな協力体制を構築。グローバルワイドで重要サプライヤーに対する情報セキュリティトレーニング・監査を実施し、グローバル全体のセキュリティレベルの向上を実現。

コンサルティング分野においては、バリューチェーン全体にわたる経験を活かし、IPプロテクション・営業秘密保護の専門家として活躍。宇宙産業・基幹インフラ産業・自動車産業への支援を中心に展開。ERM分野においては、広告業や飲食業への支援も実施。

資格

- CISSP
- ISO27001審査員補 etc.

執筆

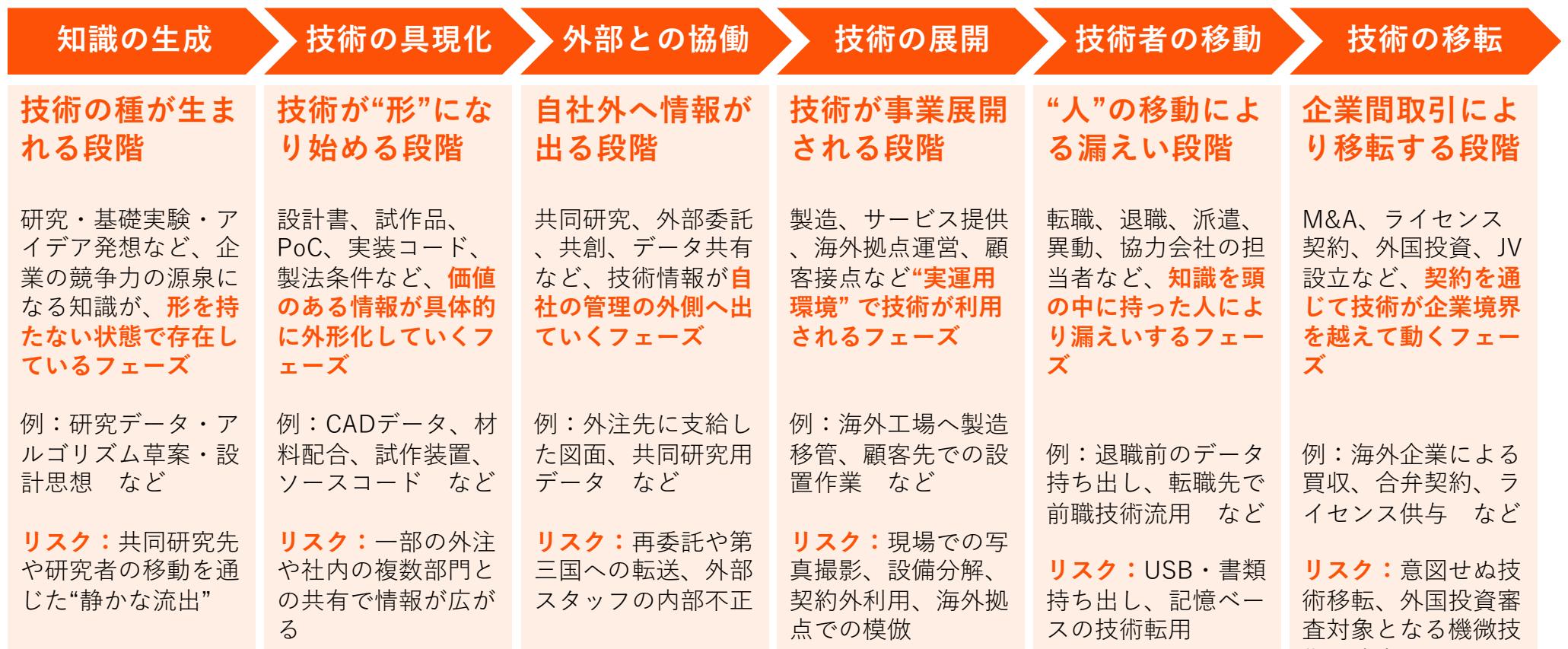
PwCインサイト「営業秘密」の保護と利活用シリーズ

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/column/awareness-cyber-security/protection-and-utilization-of-trade-secrets.html>



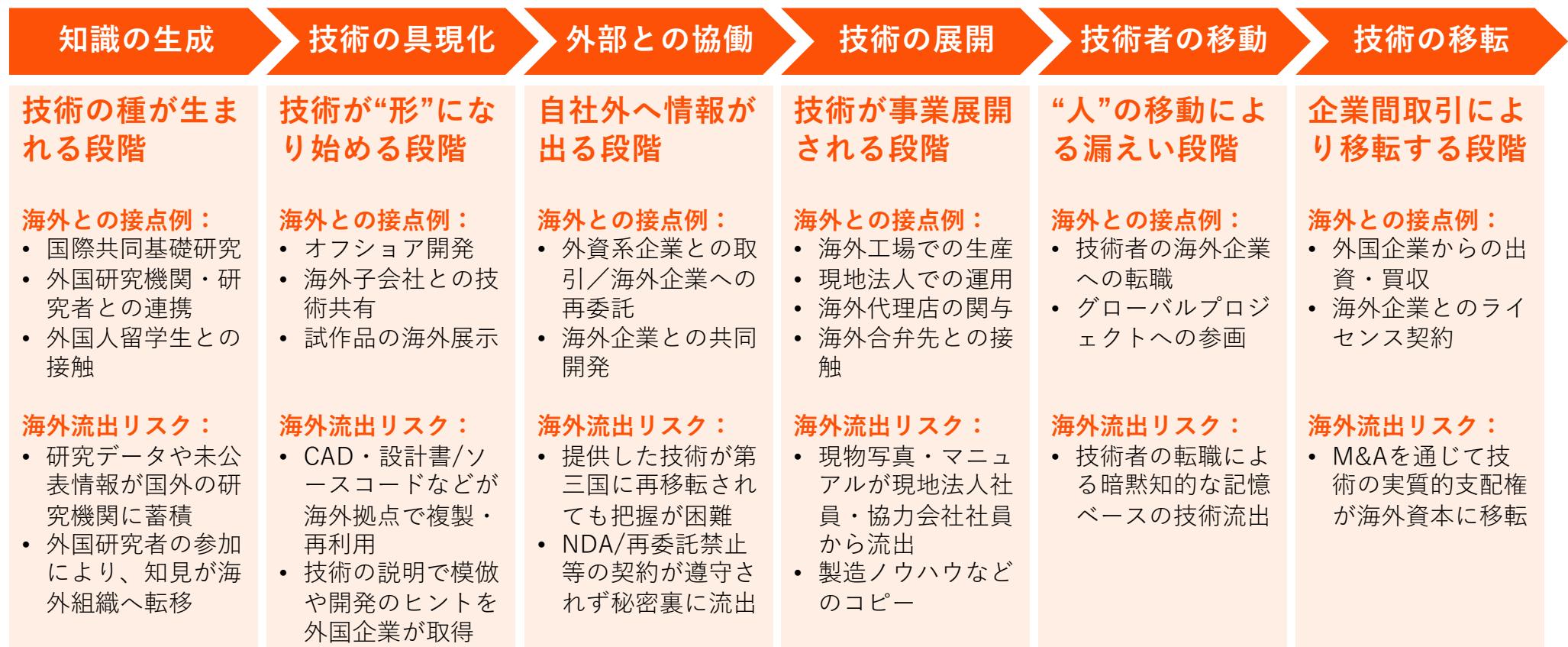
1. 技術ライフサイクル（一般論）

- 技術は、その段階によって扱われ方も、関わる相手も変わります。
- 重要技術情報の流出防止では、いま自社が“どの段階の技術”を扱っているのかを把握することが出発点になります。



2. 技術ライフサイクル（特に海外流出防止の観点から）

- 技術が海外と接点を持つ場面はライフサイクル全体に点在しています。
- 技術がどの段階で“海外に触れる可能性があるのか”、具体的な接点を把握することが出発点になります。



【参考】国を挙げた「重要技術情報保護」体制の全貌

- 日本政府は、技術情報の流出防止を国家・経済の最重要課題と位置づけています。内閣官房、経産省、内閣府、警察庁、公安調査庁がそれぞれ施策を展開し、官民一体の「多層防衛体制」が本格的に動き始めています。

行政機関	部局・組織	主な施策・制度	目的・観点	最新公表・改定時期
内閣官房	内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)／防衛省	能動的サイバー防御(Active Cyber Defense)	政府が攻撃経路を特定・遮断し、国家レベルのサイバー防衛を実施 ・特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用 ・国の資金により研究開発される特定重要技術の活用/流出防止を担う協議会運営	2025年5月23日 公表
	国家安全保障局(NSS) 経済安全保障推進室	経済安全保障推進法		2022年5月18日 公表
		セキュリティクリアランス制度 (重要経済安保情報保護活用法)	機微情報を扱う人材の適格性審査制度	2024年5月17日 公表
	産業技術環境局 産業技術政策課	技術流出対策ガイダンス(第1版)	海外拠点・委託・人材流出を防ぐ実践的対応指針	2025年5月23日 公表
	貿易経済安全保障局技術調査・流出対策室	技術情報管理認証制度(TICS)	技術情報の「特定・体制・制御・教育・監査」を評価・認証	2025年5月20日 自己診断シート改訂
経済産業省	経済産業政策局 経済安全保障室	民間ベストプラクティス集(第2.0版)	実在企業の好事例を共有し、実務文化を普及	2025年5月23日 時点版
	商務情報政策局 サイバーセキュリティ課	サプライチェーンセキュリティ対策評価制度(中間報告)	サプライヤーのセキュリティ成熟度を可視化・格付け	2025年4月14日 公表 (導入目標: 2026年度)
	科学技術・イノベーション推進事務局(CSTI)／文科省	研究セキュリティ手順書(原案)	研究・学術機関における国外流出防止の標準手順を策定	2025年12月1日 手順書案(第7回有識者会議)
警察庁	生活安全局 情報技術犯罪対策課	技術流出防止特設サイト(3S原則)	自社・研究機関向けの啓発と防止策	2025年1月 開設
公安調査庁 PwC	経済安全保障情報対策室	経済安全保障特集ページ/啓発パンフレット『技術・データ・製品の流出防止』	技術流出リスクの分析、啓発資料の提供、相談・通報窓口の運用	2025年3月 啓蒙パンフレット発行

3. 重要技術情報の海外流出防止に直結する主要施策

- 多層的な政策の中で、重要技術情報の海外流出防止において重要な役割を果たす4つの施策を整理しています。
※以下は国の施策の一部の抜粋であり、各々の評価はおおよその目安です。

【凡例】

- ◎：当該フェーズにおける海外流出防止の中核施策
- ：当該フェーズに強く関係するが海外流出が主テーマではない施策
- △：一部の場面で限定的に関係する施策
- ：当該フェーズの海外流出防止としては、ほぼ無関係

知識の生成 > 技術の具現化 > 外部との協働 > 技術の展開 > 技術者の移動 > 技術の移転

輸出管理規制(外為法) (経産省)	-	△	△	△	△	○
セキュリティクリアランス制度 (経産省)	△	△	○	○	○	○
技術流出対策ガイドンス (経産省)	○	○	○	○	○	○
研究セキュリティ (内閣府)	○	○	○	-	○	-

4. 企業実務における海外流出防止の着眼点

- 重要技術情報の海外流出防止に向けて企業がまず確認すべきポイントは、自社の技術情報が今どの段階にあるのか、その技術がどこで海外と接点を持ちうるのかの2つ着眼点で検討する必要があります。

知識の生成

技術の具現化

外部との協働

技術の展開

技術者の移動

技術の移転

“価値源泉の特定”と
“流出影響の見極め”

【検討すべき問い合わせ】

- ・ この技術の価値の源泉（データ／ノウハウ／設計／アルゴリズム）はどこにあるか？
- ・ それが海外に渡った場合、どの範囲まで模倣・再現され得るか？
- ・ 技術を理解している人は誰か？ 属人化した状態で海外へ流れる余地はないか？
- ・ 試作・設計情報の共有相手に海外拠点や外国籍メンバーは含まれていないか？
- ・ 情報の分類（秘匿レベル）は、海外流出の影響度を踏まえた分類になっているか？

→ 「技術が形になる前」にどの情報が海外漏れると致命的かを見極めるフェーズ

“契約管理／海外との境界管理”と
“国内外サプライチェーン統制”

【検討すべき問い合わせ】

- ・ 技術を誰に／どこまで／どの国まで提供する必要があるのか？
- ・ 取引先や共同研究先の背後に海外親会社・拠点・第三国再委託は存在しないか？
- ・ 契約書は、海外移転を防ぐ再委託禁止・目的外使用禁止等が明確化されているか？
- ・ 海外拠点に情報を渡す際、現地での写真・図面・手順書が流出する余地はないか？
- ・ 海外工場・委託先の情報管理レベルは、技術が再利用されない水準か？

→ 「海外との接点」を精査し、流出経路を管理するフェーズ

“内部不正対策”と
“技術移転コントロール”

【検討すべき問い合わせ】

- ・ 技術者が退職・転職する際、頭の中に残る技術・ノウハウが海外企業へ移らないか？
- ・ USBメモリ等で持出が容易な情報は管理できているか？
- ・ 転職先・兼業先・招聘元が外国企業・外国政府関係組織ではないか？
- ・ この技術は輸出管理（外為法）や経済安保上の規制に該当するか？
- ・ M&AやJVの契約は、技術が海外に移転しないよう利用範囲・二次利用禁止・第三国移転禁止が明確になっているか？

→ 「人」と「契約」の管理で海外流出時の企業価値・国家安全保障への影響を防ぐフェーズ

Thank you

ご清聴ありがとうございました

© 2025 PwC Japan LLC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.